

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>(社会保障審議会) 第七條 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二 (略)</p> <p>四 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)、麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二十八年法律第十四号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第六十四号)、社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)、身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第二百二十三号)、知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)、老人福祉法 (昭和三十八年法律第三百三十三号)、老人保健法 (昭和五十七年法律第八十号)、介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号)、介護保険法施行法 (平成九年法律第二百二十四号)、健康保険法 (大正十一年法律第七十号)、船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号)、健康保険法等の一部を改正する法律 (昭和五十九年法律第七十七号)、国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号)、国民健康保険法等の一部を改正する法律 (平成七年法律第五十三号)、厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第十五号) 及び国民年金法 (昭和三十三年法律第四十一号) の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(社会保障審議会) 第七條 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二 (略)</p> <p>四 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)、麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二十八年法律第十四号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第六十四号)、社会福祉事業法 (昭和二十六年法律第四十五号)、身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第二百二十三号)、知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)、老人福祉法 (昭和三十八年法律第三百三十三号)、老人保健法 (昭和五十七年法律第八十号)、介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号)、介護保険法施行法 (平成九年法律第二百二十四号)、健康保険法 (大正十一年法律第七十号)、船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号)、健康保険法等の一部を改正する法律 (昭和五十九年法律第七十七号)、国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号)、国民健康保険法等の一部を改正する法律 (平成七年法律第五十三号)、厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第十五号) 及び国民年金法 (昭和三十三年法律第四十一号) の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>